

議案第72号

新居浜市市民文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定
について

新居浜市市民文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

平成29年12月5日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市市民文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市市民文化センター設置及び管理条例（昭和49年条例第29号）の一部を次
のように改正する。

第4条第1号中「みだす」を「乱す」に、同条第3号中「き損する」を「毀損する」
に改める。

第7条第1項中「100分の105を乗じて得た」を「消費税法（昭和63年法律第
108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法
律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた」に改
める。

第12条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

大・中ホール使用料金表

使用時間 室名		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
		9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～17時	12時～22時	9時～22時
大ホール	平日	円 9,000	円 15,000	円 21,000	円 24,000	円 36,000	円 45,000
	日曜日、土曜日又は休日	10,000	18,000	24,000	28,000	42,000	52,000
中ホール	平日	4,000	7,000	10,000	11,000	17,000	21,000
	日曜日、土曜日又は休日	5,000	9,000	12,000	14,000	21,000	26,000

備考

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。
- 使用者が入場料その他これに類するもの（この項において「入場料等」という。）を徴収する場合又は商品展示等の営利を目的として使用する場合の使用料の額は、料金表に定める額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を加算した額とする。
 - 入場料等の額が500円未満の場合 4割
 - 入場料等の額が500円以上の場合 5割
 - 商品展示等の営利を目的として使用する場合 5割（本市の住民以外の者が使用する場合にあっては、10割）
- 使用者が舞台又は大ホールのロビーを専ら公演等の練習又は準備のために使用する場合の使用料の額は、料金表に定める額の3割に相当する額とする。
- 使用時間の延長を行う場合は、1時間につき、別に使用料の額の2割に相当する額を徴収する。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てる。
- 使用者が特別に設備を施して電気を使用する場合は、別に電気使用料実費に相当する額を徴収する。
- 冷暖房装置使用料金表

種別	区分	単位	大ホール	ロビー (大ホール)	中ホール
			円	円	円
冷房	1時間		2,500	1,000	1,500
暖房	1時間		1,000	500	700

楽屋のみに冷暖房を使用する場合の使用料は、1部屋1時間につき、冷房については100円、暖房については50円とする。

別表第 2 中

「

1 回の使用時間は、4 時間以内とする。4 時間を超えるときは、この表の定めた使用料金に、次の区分による額を加算する。

- (1) 1 時間以内の場合 3 割の額
- (2) 2 時間以内の場合 5 割の額

」を

「

備考
使用料の額は、別表第 1 に規定する使用時間に係る区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

- (1) 午前、午後又は夜間 1 回の使用料の額
- (2) 昼間又は昼夜間 2 回の使用料に相当する額
- (3) 全日 3 回の使用料に相当する額

」に

改める。

別表第 3 中

「

- 1 使用者が入場料を徴収するとき又は商品展示等営利を目的として使用する場合は、料金表に定める額の 5 割を加算する。ただし、本市の住民以外の者が商品展示等営利を目的として使用するときは、料金表に定める額の 10 割を加算する。
- 2 使用時間の延長を行うときは、1 時間につき、別に使用料金の 2 割の額を徴収する。
- 3 冷暖房を使用するときは、冷房については 5 割、暖房については 3 割を、それぞれ料金表に定める額に加算する。
- 4 ガス施設を使用するときは、別にガス使用料実費を徴収する。
- 5 使用者が特別に設備を施して電気を使用するときは、別に電気使用料実費を徴収する。

」を

「

備考

- 1 使用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合又は商品展示等の営利を目的として使用する場合の使用料の額は、料金表に定める額にその 5 割に相当する額を加算して得た額とする。ただし、本市の住民以外の者が商品展示等の営利を目的として使用する場合の使用料の額は、料金表に定める額にその 10 割に相当する額を加算して得た額とする。
- 2 使用時間の延長を行う場合は、1 時間につき、別に使用料の額の 2 割に相当する額を徴収する。この場合において、1 時間未満の端数が生じたときは、30 分以上は 1 時間に切

り上げ、30分未満は切り捨てる。

- 3 冷暖房を使用する場合の使用料の額は、料金表に定める額に冷房についてはその5割に相当する額、暖房についてはその3割に相当する額を加算して得た額とする。
- 4 ガス施設を使用する場合は、別にガス使用料実費に相当する額を徴収する。
- 5 使用者が特別に設備を施して電気を使用する場合は、別に電気使用料実費に相当する額を徴収する。

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新居浜市市民文化センター設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった使用に係る使用料について適用し、同日前に申請のあった使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

新居浜市市民文化センターの大ホール及び中ホールの使用料の額を改定する等のため、及び所要の条文整備を行うため、本案を提出する。